

## 愛知県ふぐ取扱い規制条例

第五条 ふぐ処理師の免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 知事が行うふぐ処理師試験（以下「試験」という。）に合格した者
- 二 ふぐの種類を鑑別に関する知識及び卵巣等を除去する技術等を有すると他の都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長が認める者であつて、知事が適当と認めたもの

2 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理師免許証を交付する。

第六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えないことがある。

- 一 精神の機能の障害によりふぐの処理の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの
- 二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
- 三 第九条第二項又は第三項の規定により免許の取消し処分を受けた後一年を経過しない者

## 愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則

第四条 条例第五条第一項のふぐ処理師の免許の申請は、ふぐ処理師免許申請書（様式第一）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証する書面
- 三 精神の機能の障害の有無又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書
- 四 条例第五条第一項第二号に掲げる者としてふぐ処理師の免許を受けようとする場合にあつては、ふぐの種類を鑑別に関する知識及び卵巣等を除去する技術等を有すると他の都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長が認める者であることを証する書面